

●健康保険証（被保険者証）の廃止に伴う当組合の対応等について

12月2日の健康保険証廃止を控え、ご自身のマイナンバー（下4桁）と資格記録を確認いただく「資格情報のお知らせ」（令和6年8月31日現在のデータに基づく）を10月4日にMY HEALTH WEBを通じて掲載しています。

掲載にあたり、いくつかの不具合が発生しご迷惑をおかけしましたが、10月8日にすべて解消しています。

新たな情報提供として、健康保険証廃止後の各種取り扱い、健保組合からの発行物等について取りまとめました。

ご不明な点がございましたら、末尾の担当部署までお問い合わせください。

1. 健康保険証の発行及び健康保険の記号・番号について

- 12月1日以前に発行済みの健康保険証については、経過措置により令和7年12月1日までは使用可能です。経過措置終了までに資格喪失または被扶養者非該当となった場合は、これまでどおり、当組合に返納をお願いします。
- 資格取得日及び扶養認定日が12月1日以前でも、12月2日以降に届出を受け付けた場合、健康保険証の新規発行はされません。また、12月2日以降の資格取得及び扶養認定の届け出を12月1日以前に受け付けた場合も、同様に健康保険証は発行されません。
- 紛失やき損による再交付、氏名、生年月日等の券面の変更・訂正の場合も同様ですので、届け出の場合は現在の健康保険証の返納のみ必要となります。必要に応じて申請により「資格確認書」（「4」参照）を発行します。
- 資格取得届を処理した場合は控え（資格取得確認および標準報酬決定通知書）のみの返送となります。加入者への健康保険の記号・番号の伝達は事業所様をお願いするほか、マイナポータル、「資格情報のお知らせ」、もしくは「資格確認書」によりご確認いただきます。

2. 12月2日以降の医療機関等の受診方法について

以下①～④の受診方法がありますが、①マイナ保険証での受診を促進していただきますよう、お願いします。カードリーダーの不具合等により医療機関等で①が使用できないときは、窓口①に加えて⑤か⑥を提示します。⑤、⑥は単体では受診できません。

- ① マイナ保険証（保険証利用登録をしたマイナンバーカード）  こちらを基本とします
- ② 資格確認書（12月2日以降、①を所持していない方に発行されるカード）
- ③ 健康保険証（経過措置により令和7年12月1日まで使用可能）
- ④ スマホ保険証（令和7年度以降で検討中）

- ⑤ マイナポータルの資格情報（画面表示、印刷いずれでも可）
- ⑥ 資格情報のお知らせ（右下部分を切り取り）

- ※ 一度マイナ保険証の利用登録をされた方は、加入する医療保険者が変わっても、マイナンバーを新しい医療保険者に提出いただければ、改めて利用登録をする必要はありません（マイナ保険証の内容が自動的に書き換わります）。

3. 「資格情報のお知らせ」について

すでに10月4日にMY HEALTH WEBを活用し、第一弾の一括Web掲載をしている「資格情報のお知らせ」については、以下の3段階で通知します。①についてはマイナンバーの下4桁及び資格情報、②、③については資格情報のみのお知らせとなります。

- ① 令和6年8月31日現在の加入者・・・・・・・・・・令和6年10月4日Web掲載
- ② 令和6年9月1日～12月1日の新規加入者及び異動があった方
・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和7年1月中Web掲載

- ※ ①、②とも掲載期限は令和7年11月30日までです。

- ③ 令和6年12月2日以降の新規加入者及び異動があった方
・・・・・・・・情報連携され次第紙で発行し事業主様に送付

- ※ 情報連携とは、資格取得届等にマイナンバーの記入がある状態で、届書処理により医療保険者向け中間サーバーにマイナンバーが登録された翌日です。当組合の通常処理では資格取得届等受け付けの3日後（休日を除く）に当たります。

- ※ 資格取得届等と同時にマイナンバーが届け出られない場合は、改めてマイナンバーの届け出を受け付けた日からカウントします。

- ※ マイナンバーを届け出していない加入者には発行されません。

- MY HEALTH WEBの初回登録方法は、下からダウンロード可能なリーフレットもしくは当組合ホームページをご確認ください。

 [リーフレットのダウンロードはこちら](#)

4. 「資格確認書」（カード型）について

12月2日以降に資格取得等加入手続きをされた方が以下に該当する場合に、（1）申請、（2）健保組合の職権により、令和11年11月30日を有効期限*として発行します。

有効期限内に資格喪失または被扶養者非該当となった場合やマイナ保険証への移行等により不要となった場合は、健康保険証と同様に当組合に返納いただきます。

*多摩支部は本部との統合を予定しているため、多摩支部発行分は令和7年12月1日が有効期

限となります。詳細は後日、事業主様あて通知、機関紙、ホームページにてご案内いたします。

(1) 申請により発行する場合

- ① マイナンバーカードが紛失、更新、期限切れ、返納等で使用できないとき
- ② マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない（利用登録解除をされた）方
- ③ マイナンバーカードを作っていない方（海外居住によりマイナンバーの附番がされていない方を含む）
- ④ マイナ保険証での受診に第三者の介助等が必要なとき
- ⑤ 資格確認書を紛失したとき

(2) 職権で発行する場合

- ⑥ (1)の①の期限切れ、返納、②、③について、健保組合で確認したとき（月次で確認・発行をする予定）
- ⑦ 資格取得及び扶養認定と同時にマイナンバーが届け出られない場合

※ 12月1日以前に発行された健康保険証をお持ちの方には、原則、経過措置期間中は発行されません。

※ 厚生労働省より「マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできない」とされていますので、ご承知おきください。

5. 各種届書・申請書の新様式について

「資格確認書」の発行に関連する届書・申請書について作成し、(1)の新様式について先行して事業所様に送付しています。

その他の適用・保険給付にかかる届書・申請書も、「被保険者証」の文言等を差し替えた物を11月中に組合ホームページの「申請書一覧」にアップロードいたしますので、12月2日以降、極力新様式でのご提出をお願いします。

(1) 先行送付分新様式

- ① 健康保険 被保険者資格取得届
- ② 健康保険 任意継続被保険者資格取得届
- ③ 健康保険 被扶養者（異動）届
- ④ 健康保険 資格確認書（再）交付申請書
- ⑤ 健康保険 資格確認書等滅失届
- ⑥ 健康保険 資格情報のお知らせ再交付申請書

※ 電子媒体・電子申請による届け出については、10月18日現在、日本年金機構ホームページ「大切なお知らせ」にて、電子媒体届出書作成仕様書のレイアウトに関するご案内があります。

(2) 新様式の記入方法、提出機会、処理について

- ①～③の様式には「資格確認書発行要否」欄が新設されています。4－(1)「申請により発行する場合」に該当する場合は当該欄に☑をお願いします。
- 3にあるとおり、資格取得及び扶養認定と同時にマイナンバーをお届けいただく場合も、当組合の処理日から情報連携開始まで3日を要します。この間に医療機関等を受診予定の方は、当該欄に☑をお願いします。
- ④の様式につきましては、12月2日以降に新規加入された方で「資格確認書」の交付を受けていない方が4－(1)に該当した場合や、すでに「資格確認書」の交付を受けている方が同確認書を紛失・き損した場合(⑤も併せて必要)のほか、現在の健康保険証をお持ちの方で4－(1)に該当する方が健康保険証を紛失・き損した場合も申請いただきます。
- ⑥の様式につきましては、12月2日以降の新規加入者で、「資格情報のお知らせ」の紙発行を受けている方が、同お知らせを紛失・き損した場合に申請いただきます。

※ 従来の届書・申請書は当面、旧様式や事業所様独自の様式でも受け付けしますが、様式①～③については備考欄等に「資格確認書」の要否を追加でご記入いただくか、「資格確認書(再)交付申請書」の添付をお願いします。交付希望がない場合は申請による同確認書の発行はされません。

6. その他の受療証について

マイナ保険証の利用登録をされている場合は、従来、健康保険証とは別葉で発行されていた①「高齢受給者証」、②「限度額適用認定証」、③「限度額適用・標準負担額減額認定証」、④「特定疾病療養受療証」の提示は要しない取り扱いとなります。

4の「資格確認書」の発行対象者の方には、以下のとおり、その他の受療証を発行します。

- ①・・・・・・ 従来と同様、資格確認書発行と同時もしくは該当年齢到達の前月に証を発行します。75歳到達(後期高齢者医療制度該当)までに標準報酬月額の変更に伴い、負担割合区分が変更となったときは、差し替え分の証を発行します。
- ②、③・・・・ 従来と同様、加入者ご本人からの申請により、原則申請受付月の初日から②は1年間、③は次の7月末まで有効な証を発行します。②については、有効期限内に標準報酬月額の変更に伴い限度額の区分が変更となったときは、差し替え分の証を発行します。
- ④・・・・・・ 従来と同様、加入者ご本人からの申請により、原則申請受付月の初日から有効な証を発行します。標準報酬月額の変更に伴い限度額の区分が変更となったときは、差し替え分の証を発行します。

※ マイナ保険証をお持ちの方も③、④の適用には別途申請が必要です。

※ 有効期限の切れた証や差し替え前の証は当組合に返納をお願いします。

【担 当】

本 部 業務部 03 (3866) 2865

多摩支部 業務課 042 (521) 6611